

令和 8 年 7 月 28 日

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
課 長 上 野 裕 之 様
千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
課 長 葛 見 浩 様

千葉県知的障害者福祉協会
会 長 里 見 吉 英

令和 9 年度予算等要望書

令和 9 年度に向けた千葉県知的障害者福祉協会からの予算等重点項目について、下記の通り要望いたします。

1. 強度行動障害及び医療ケアを必要とするグループホーム設置要件の特例措置について
暮らしの場支援会議の対象者が入居するグループホームや現在入所施設で暮らしている行動関連項目 18 点以上の強度行動障害のある方が対象のグループホーム並びに医療ケアを必要とする人が暮らすグループホームについては、障害の特性から夜間や休日等における緊急時のバックアップ体制がとても重要であるので、千葉県独自の基準を設けることにより入所施設の敷地内及び隣接地にグループホームを建設することを認めて戴きたい。
2. 指定更新手続きに関して
県に提出する書類は、我々にとってかなり重要度が高い位置付けであり、内容・提出期限…緊張感をもって提出させていただいておりますが、一年前に提出した「指定更新申請」の決定通知が未だに届いていない事案が散見されます。遅れる場合には決定通知が発行される前に、進捗状況がわかるようにして戴きたい。

障害者支援施設部会

1. 高齢重度障害者介護支援事業対象者の要件の緩和

高齢重度障害者介護支援事業の実施により、高齢知的障害者への配慮を戴いているところです。しかしながら、対象者の要件が厳しく厚介護の状態であっても、なかなか補助対象にならず施設職員の負担軽減につながっていない現状があります。現行の条件では、50 歳以上で療育手帳を保持しかつ身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持し医療的ケアのある人が条件となっていますが、知的障害のある人は早期に老化現象の始まる人も一定数いることから対象者の年齢要件の緩和についてご検討戴きたい。

年齢 40 歳以上

2. 令和 8 年 5 月に千葉県地震被害想定調査結果が出ましたが、房総半島東方沖地震の津波予想範囲内の施設に対して津波避難場所の整備や津波対策のための施設改修等に対する補助金をご検討戴きたい。

国への要望

1. 障害者支援施設の個人負担金については食費及び光熱水費等を併せて月額 55,500 円を上限とする食費等費用基準額がありますが、食材費や人件費、更に電気・ガス料金等もかなり値上がりしている状況から、上限額の見直しとともに施設入所者への補足給付金の増額を戴きたい。
2. ICT 導入時の補助金制度はありますが、ICT 導入後も保守費や修理費等で多くの費用がかかることから、ICT 補助金制度に保守費や修理費等を加えて戴きたい。

日中活動支援部会

1. 重度障害者支援加算の加配要件の撤廃

令和 6 年度の報酬改定で日中事業所でも重度障害者支援加算が創設され、人員の加配要件が撤廃されました。千葉市の強度行動障害加算は報酬改定を機に人員の加配要件が求められなくなりました。強度行動障害を持つ利用者は各地域に存在しますが、日中事業所でも受け入れている事業所はたくさんあります。ただ、この人員不足で日中事業所では人員配置体制加算を取得するのも難しい中、県単加算は人員の加配要件がいまだ求められており、県単加算を取得しにくい現状となっております。また、中核的人材配置加算においても千葉県から年間 2～3 名程の受講者となっており、現状においては幅広い事業所が取得できる加算には至っておりません。生活介護事業所にとっても強度行動障害を持つ利用者に対する設備整備・人材確保は重要な課題でもあり、重度障害者支援加算から県単加算分の差額であっても年間で考えれば事業所にとっては大きなものになります。

千葉県においても支給要件にある人員の加配要件を撤廃し、強度行動障害対象者本人を対象に支給して戴きたい。

障害支援区分 5 以上 行動関連項目 15 点以上 1 日 4,810 円

2. 県単の単独送迎加算（仮称）の創設について

日中活動事業所において送迎は職員の業務において重要な位置を占めています。報酬改定では長距離送迎や重度障害のある方への受け入れのための準備時間については、

配慮事項としていただいているが、多くの事業所で行動障害（他害行為等）をお持ちの方が、他利用者とは別に単独で送迎を行っている実態があります。1 事業所で何方向もの送迎を担わなければならない為、送迎時間帯は職員を手厚くしたい時間帯ですが、このような方は居宅事業の送迎も断られ、ご家族での対応も難しく、生活介護事業所で苦慮しながら対応している実態です。人材確保等も難しい状況で、各事業所の送迎体制にも影響が出ていることもある為、県単の単独送迎加算（仮称）の創設をご検討戴きたい。

国への要望

1. 近年の感染症拡大や地震・台風・大雪等自然災害時の交通遮断・安全確保のような止むを得ない事情による業務停止等であっても、給付費が入らなくなります。感染症拡大や自然災害等による一定期間業務停止等の対応として「臨時休業（休園）対応加算（仮称）」等の創設を国に要望して戴きたい。
2. 生活介護事業における、重度送迎加算の対象基準について、区分や人数だけではなく個々人の状態に着目し、要件の緩和もしくは割合を引き上げるなど見直して戴きたい。

児童発達支援部会

1. 入所部門

①障害児入所施設関係の県単措置費・給付費の改善について

虐待等による入所にたいして国庫の被虐待加算は1年間の限定であり、当該児童の支援の実態から少なくとも3年程度の継続が必要であり、2ヶ年ほどの県単措置費の加算措置を講じていただきたい。また、児童養護施設等からの措置変更であっても一定期間は被虐待児加算が取得できるようご検討戴きたい。

②被虐待児童のうち知的能力が高くして重度加算の対象にならないケースが多く見られるが、社会適応、集団適応面で困難な行動、特に注意欠陥多動症候群、衝動性や攻撃性の行動、精神疾患、高次脳機能障害等に対しての支援の困難を抱える児童、また、医療的管理が必要な場合について県単重度加算の適用要件を見直し、加算対象として戴きたい。

国への要望

福祉型入所施設における児童の支援体制の改善

①配置職員の資格要件緩和

現在、障害児入所施設では保育士と児童指導員の有資格者の配置が必須であります。しかし強度行動障害の児童を支援するにあたっては、専門の知識と経験が必要です。障害者支援の経験が例えば2年以上ある支援員を配置職員の資格要件に加えて戴きたい。

②障害児相談支援について

福祉の支援を受けるにあたって、すべての利用児に障害児支援利用計画が作成されなければなりません。入所児童（措置児童）については、18歳からの障害者福祉サービスへのスムーズな移行のために、高等部段階の15歳から、施設移行や地域移行を進めるためにも計画相談の対象としそのシステム化を推進して戴きたい。

地域支援部会

1. グループホームの家賃設定について／事業者の裁量による家賃設定をご検討戴きたい。昨今の建設価格の高騰、強行対応・高齢化対応・スプリンクラー設置などの安全対策など、グループホームを自己所有にて建設する場合、定員一人当たり2,000万円を超

える状況になっており、従来の家賃設定の考えでは、家賃が高額にならざるを得ません。地域性や、法人内のホームのバランスも考慮した家賃設定をするために、法人の裁量による家賃設定にご理解戴きたい。

2. 運営費補助の廃止とグループホーム利用者の所得補償、補足給付の拡大について運営費補助は事業者の赤字を補填し運営を下支えしてきた面も過去にはありましたが、現在社会福祉法人以外の運営母体による参入も多くなり、量的に確保が図られ、それだけ、事業として一定の収益を確保することが可能とも思われます。

一方、グループホームにおける食費や光熱水費については、入居する利用者の自己負担となっており、物価の高騰による利用者の生活費は逼迫してきております。

従いまして、これまでの運営費補助を廃止（または縮小）し、家賃補助（額または率）の拡大をご検討戴きたい。

3. 光熱費・食材費高騰対策支援金の継続と予算枠を拡大して戴きたい。

国の報酬改定が追いつかないエネルギー価格高騰に対し、県独自の「障害福祉事業者向け光熱費・食材費高騰対策支援金」の継続と予算枠の拡大をご検討戴きたい。

4. 防災対策・備蓄などに対する補助を設定して戴きたい。

千葉県ではこのほど「地震被害想定調査結果」を最新のものとして公表されました。とりわけ、地震発生時にはいすみ市に 12.8 メートルの津波が押し寄せることや 113,600 棟の建物全壊などショッキングな数値が並びました。

本調査の結果を踏まえて、「想定外」を可能な限り「想定内」に取り込む形で災害対応に当たるため、各事業者・利用者に対する各種補助をお願いしたい。非常食等の備蓄品の定期的供給や、耐震化工事等への助成、防災資機材の助成などご検討戴きたい。

国への要望

1. 施設入所支援にある【①入院・外泊加算 ②通院支援加算】を共同生活援助にも適用して戴きたい。

2. 【医療連携体制加算（Ⅶ）】について、准看護師でも適用として戴きたい。

3. 【日中支援加算②】について、利用者の心身の状況等（体調不良）により外部のサービスの利用が出来ない場合となっているが、外部（通所先）の事業所の都合で利用できずホームに残留する場合、共同生活援助事業者は、その利用者の支援対応をしなければならぬため、加算の内容変更をご検討戴きたい。

合わせて土日祝日の日中支援も正當に評価されるよう適用範囲拡大もご検討戴きたい。

4. 夜間支援体制について、夜間に従事した時間を常勤換算から除外しないで戴きたい。
5. GH 制度が始まった当初の利用者（就労し収入がある方）と違い、年金収入しかない利用者は入所施設が建たないため、現在は多く GH を利用している。年金収入しかない方も地域生活が継続できるよう「補足給付」の拡大をご検討戴きたい。

相談支援部会

1. 相談支援専門員の新規配置への補助

相談支援専門員の不足している現状を鑑み、千葉県計画相談支援推進事業補助金制度の策定をお願いしたい。具体的には、千葉市が実施している千葉市計画相談支援推進事業補助金交付要綱にならい、一定要件のもと柔軟な補助類型を策定して戴きたい。

生産活動・就労支援部会

1. 就労継続支援における強度行動障害者の受入れに関する補助金について

強度行動障害者を就労系事業所にて受け入れ、事業所内における支援の負担が生じている現状があります。そこで、就労系事業所等において障害支援区分5以上で日常生活に著しい困難を生じ、一定の支援を要する利用者を受け入れた場合には、日額での補助金を県単として戴きたい。

障害支援区分5以上 行動関連項目15点以上 1日 4,810円

2. 市町村障害者交通費助成金設置の指導強化について

事業所利用者の中には市町村により交通費の助成金対象外の利用者もあり、市町村格差が否めません。利用者の経済的安定のためにも県内のすべての市町村において交通費助成を設置するよう、県から各市町村へ指導して戴きたい。【継続要望】

国への要望

1. 就労継続支援における重度者支援体制加算新要件の導入

行動障害を持たれた方が在籍している就労継続支援（A・B）事業所では職員配置が不足しています。福祉的就労においては、行動面に課題があっても利用者本人に就労の意思がある限り必要な支援を受けながら就労を継続できる環境が必要です。そのためには、身体的な重度判定だけではなく、その利用者の職業適性や、必要な支援についての評価によって重度者かどうかを判断することが必要だと思われます。

現行の重度者支援体制加算の要件は「障害基礎年金1級受給者の利用割合」となっておりますが、就労継続支援事業においては、年金で区切るのではなく、障害者職業センターによる職業能力の判定で重度と評価された者の利用割合を加算要件にして戴きたい。

2. 送迎加算の地域格差等について

平成30年度からの報酬改定において送迎加算の見直しが行われ、単位が引き下げられましたが、都市部と郊外では送迎の必要性が明らかに異なります。交通手段の少ない、もしくは無い地域の事業所にとって送迎は必須であり、一律に引き下げられてしまうことは事業所の維持にも影響しかねません。また、近年就労系事業所においても高齢化・重度化が進み、「働きたいけれども自力で通うのが難しい」利用者も増えてきており、送迎のニーズは高まっています。そこで、送迎加算については柔軟に対応して戴きたい。

①都市部と郊外で考え方を分け、郊外の事業所の運営に影響を与えないよう考慮して戴きたい。

②現行の「送迎人数」や「送迎回数」による単位設定ではなく、送迎を必要とする利用者には計画相談のサービス利用計画作成の際に個々に送迎加算を設定して戴きたい。

③燃料費等の動向に合わせて適宜単位数の見直しをして戴きたい。【継続要望】

3. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定（期中改定）について

報酬改定は3年に1度のペースで行われますが、今回は国の総合経済対策等の方針を受けてか、今回初めて9年度改定を待つことなく、前倒しで「期中改定」臨時的な見直しが実施されました。事業所の経営が急激に圧迫されないように激変緩和措置が用意されているが、期中での報酬体系変更は、既に策定済みの事業計画・収支見込みを根本的に崩すものであり、安定的なサービス提供を著しく困難にしている。今後の制

度改定にあたっては、期中改定を原則として行わないこと、やむを得ず変更を行う場合は、十分な経過措置および財政的補填措置を講じて戴きたい。

スポーツ文化委員会

1. 千葉県障害者スポーツ大会陸上競技参加者の増員について

千葉県障害者スポーツ大会陸上競技大会は毎年5月最終日曜日に実施されているが、近年参加者が少ない傾向が続いている。コロナ前の2019年5月大会、知的障害者の部門での参加者総数は298名だったが、2026年は202名にとどまった。これは2019年と比較し、96名32.2%減、およそ3分の2という状態になっている。

令和8年度千葉県障害者スポーツ大会実施要綱にその目的として「障害のある人が、この大会に参加することにより、スポーツの楽しさを体験するとともに、その体力の維持向上、精神面での充足並びに県民の障害のある人への理解を深めることにより、障害のある人の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。」とあり、参加者の減少は由々しき問題であると認識している。陸上競技では身体障害者の部には参加標準記録はないが、知的障害者には別紙のように設定されている。本大会が始まった当初は参加者がとても多かったので、競技運営をスムーズにするため、設置されたものだが、人数が減ってきていることと、高齢化してきている現状では参加標準記録を見直すか、あるいは撤廃し、誰でも気軽に参加できるようにして本大会が障害者にとって生涯スポーツとなるようにして戴きたい。

2. 全国障害者スポーツ大会千葉県代表選手選考について

全国障害者スポーツ大会には前項の千葉県障害者スポーツ大会で優秀な成績を収めた選手を千葉県代表選手として毎年送り出し、全国屈指の結果を残している。しかし、成績のみに焦点をあてて、選出しているため、傑出した選手がいて毎年同じ選手が出場することとなり、特に水泳やフライングディスク等派遣人数が少ない競技ではその傾向が強く、多年にわたって連続出場している選手が存在する実態がある。

東京都では2年連続での選出はしないという内規があり、隔年出場としている。また、ある県では一生に1回というところもあると聞くが、これでは競技者のやる気をそぐことになり逆効果でもあるので、せめて隔年出場となるよう内規を定めていただき、一人でも多くの選手が全国大会に行く機会を提供できるようにして戴きたい。

政策委員会

1. 虐待調査実施から1年以上経過しても調査結果の連絡がないケースも散見される為、結果連絡をして戴きたい。
2. 指導監査については担当者によって見解が違うケースが散見される為、出来るだけ統一した見解で示して戴きたい。

国への要望

1. 義務化と申請等の書類の簡素化

①報酬改定の度に義務化の項目が増え、記録、研修、会議書類が多く、結果的に職員が事務作業に追われ、現場の支援が行き届かない現状もある。

「障害福祉現場の業務効率化」が課題となっていることから、事務作業等の簡素化に向けた対応をご検討戴きたい。

人材確保委員会

千葉県福祉人材の確保と定着については、極めて厳しい状況にあります。

障害福祉職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較しても低い傾向にあり、人材不足の問題は喫緊の課題です。人権意識を重要とする対人援助は、専門性と継続経験が求められますが、仕事内容に見合う給与体系、処遇等の確保が現状では難しい傾向にあります。賃金水準が職員を雇用する中での問題点でもあります。

この中、令和6年と7年度は、千葉県より「障害福祉のしごと魅力発信事業」を受託し活動することが出来ました。今後も人材確保の為、受託継続を図って参りたいと考えます。

1. 「障害福祉のしごと魅力発信事業」を継続して戴きたい。
2. 人材確保のため各大学、福祉人材センター、養成校等と連携し、新卒者・転職者等幅広く求めることができるよう就職支度金制度・奨学金支度制度・貸付金等の創設をご検討戴きたい。
3. 障害福祉現場での、支援介護の負担軽減に対して、福祉用具機器等の開発や購入の為の助成金をご検討戴きたい。
4. 広報の充実に向けて、職員の活躍が出来る場の発信ややりがいのある環境整備に先駆けて取り組んでいる施設の紹介等のモデル化の促進をして戴きたい。
5. 過疎地域の施設の話題性を重要視した発信と、職員採用時における生活に関する助成金の創設と、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に立って支援を進めていく活動を促進して戴きたい。

生活サポート千葉

千葉県知的障害者福祉協会が運営する NPO 法人生活サポート千葉は、罪を犯して矯正施設の出入りを繰り返している障害者の釈放後の支援に取り組んでいる。その対象は児童から高齢者までである。児童には発達障害や知的障害があり、家庭にも何らかの課題がある社会的養護が必要な子どもたちである。その殆どが、加害者になる前は虐待・ネグレクトの被害者である。高齢者については生来の知的障害者が多く、住民票も失い路上生活者となり自力では福祉の支援にたどり着けない者たちが多い。社会から見えない所に福祉の網の目からこぼれた障害者が多く滞留している。罪を犯すことで我々に繋がり、福祉的支援を受けることで初めて人間らしい暮らしを送るに至っている。

1. 生活サポート千葉は県からの委託費によって運営しているが、令和7年度は345万円が NPO 法人生活サポート千葉の持ち出しとなっている。諸経費が軒並み高騰するなか、安定した運営、人材確保のため委託費の値上げをご検討戴きたい。
2. 国は次の通り「地域ネットワーク強化の事業」に加算を設けている。
 - ①地域福祉支援検討会の実施・・・普及啓発を目的としセンターが実施する支援検討会（事例検討会）
 - ②福祉事業者巡回開拓・・・地域の福祉関係事業所等を開拓し受け入れ先を増やすための巡回
 - ③地域福祉研修の実施・・・支援対象者を受け入れた地域の福祉事業者及び今後受入れが予想される福祉事業者等に対し、支援対象者への福祉支援のノウハウを広く共有することを目的に行う研修

私たちは県内を限なく回り①～③までを行い、地域における支援ネットワークの構築・強化を目的とした普及啓発活動に力を入れている。毎月の実績は県を通して国に報告をしているが、契約通りの委託費であり増額されることはない。令和9年度からの委託費に「地域ネットワーク強化の事業」の加算分の増額をご検討戴きたい。

3. 矯正施設を退所後、定着支援センターの調整によって宿泊型自立訓練、障害者支援施設、グループホームを利用した場合、一定の要件を満たせば定着支援センターが意見書を発行することで「地域生活移行個別支援特別加算」の対象となる。ただしこの加算の対象は本入所のみで、短期入所での受け入れは対象外である。罪を犯すことができる軽度の障害者の場合、施設入所可能な区分がでることはまずない。手厚い福祉的支援のために事業所では職員の人員配置や研修を重ねて矯正施設から対象者の受け入れを行っている。区分が出ないために、ひとまず短期入所での受け入れであっても県独自に加算をご検討戴きたい。